

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

		(%)			
		(調査年/Year)	受講率 Participation rates		
			計 Total	男 Male	女 Female
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1
イギリス	UK	(2006)	30.6	31.4	29.9
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9
ニュージーランド ²⁾	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2

(参考)

日本 ³⁾	JPN	(正社員/regular employees) (2015)	46.3	50.9	36.9
		(正社員以外 ⁴⁾ /non-regular)	21.8	29.6	19.0

資料出所 日本:厚生労働省(2017.3)「平成28年度能力開発基本調査報告書」
 その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

- (注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。
 OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。
- 2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。
- 3) 日本の数値は、2015年度におけるOFF-JT受講率。常用労働者30人以上の民営事業所のうち、一定の方法で抽出した個人を対象。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)する教育訓練がこれに含まれる。
- 4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。